

令和 2 年 度

(2 0 2 0 年 度)

事業計画及び収支予算書

エコライフめぐろ推進協会

目 次

令和2年度（2020年度）事業計画

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 1 | 令和2年度（2020年度）の取り組みに向けて | 1 |
| 2 | 重点的な取り組み | 2 |
| 3 | 組織図と職員配置表 | |
| (1) | 組織図 | 5 |
| (2) | 職員配置表 | 6 |
| 4 | 各事業計画 | |
| (1) | 自主事業計画 | 7 |
| (2) | 目黒区エコプラザ指定管理事業計画 | 11 |
| (3) | 学校版めぐろグリーンアクションプログラム支援受託 事業計画 | 14 |

令和2年度（2020年度）収支予算

| | | |
|--|--------------------|----|
| | 令和2年度（2020年度）収支予算書 | 15 |
|--|--------------------|----|

令和 2 年度
(2020年度)

事業計画

令和2年度（2020年度）エコライフめぐろ推進協会事業計画

1 令和2年度（2020年度）の取り組みに向けて

第25回気候変動枠組条約締約国会議（COP25）では、2020年の「パリ協定」（地球温暖化対策の国際的枠組）本格実施を前にした二酸化炭素など温室効果ガスの削減目標の引上げを参加各国がどう打ち出すのかが注目されました。しかし、排出量が多い国の消極的な姿勢が目立ち、締約各国が温室効果ガスの削減目標を高めて対策を強化していくことなどは、残念ながら成果文書には盛り込まれませんでした。

近年、地球温暖化の影響による気候変動ともいえる極端な気象状況など、私たちを取り巻く環境が大きく変わってきていることを感じます。環境には、地球温暖化、大気・水・土壌や廃棄物など地球規模のものから身近なものに至るまで、様々な課題があります。今年は、アメリカ合衆国のパリ協定からの離脱が予定され、地球温暖化対策の行く末が懸念されます。持続可能社会の実現に向けては、エネルギー転換と省エネルギー、海洋・河川等へのプラスチックの汚染と生物・生態系への影響、有限な資源と廃棄物、食品ロスなども大きな課題となっています。今こそ私たち一人ひとりが地域環境、地球環境に対する責任を負って日々の生活を送っていく必要があります。

このような認識を踏まえ、令和2年度（2020年度）エコライフめぐろ推進協会は、区や区民、環境保全活動団体などと連携・協力し事業を推進して参ります。

区民等が身近なところから持続可能な社会の実現に向けた取り組みを楽しく、気軽に継続して行なえる情報の発信、普及啓発を行なって参ります。ウェブサイト「めぐろスマートライフ」では、省エネルギーをはじめ環境にやさしい行動を選択する暮らし方や日常から実践できる環境配慮行動などの情報発信の充実を図ります。また、区民等の環境保全活動団体の活動に対しては、必要な支援や情報提供を行って参ります。

当協会は、昨年度から5年間の目黒区エコプラザの指定管理者に指定されました。

エコプラザの設置目的は「資源及びエネルギーの有効利用等環境への負荷の低減に関する普及啓発、環境への負荷の低減に関する区民等の自主的活動の支援、地域及び地球の環境保全に資するため」です。この目的を効果的、効率的に達成するため、区民や環境保全団体などとの連携・協力を職員一丸となってこれまで以上に押し進め、目黒区エコプラザの適切な管理運営に努めて参ります。

2 重点的な取り組み

(1) 自主事業

ア めぐるスマートライフ事業

めぐろスマートライフは「節電からはじめるライフスタイルの転換」を推進す

るための情報を専用のホームページから発信している事業です。環境にやさしい行動を賢く楽しみながら実践していくライフスタイルを「めぐろスマートライフ」と名付け、省エネルギー、資源の有効利用など誰でも・楽しく・簡単にできる情報を発信しています。

令和2年度（2020年度）は、タイムリーにより分かりやすく、読みやすい情報の発信に努めて参ります。また、区民ライター（eco ライフライター）の一層の活用を図り、身近で親しみやすく日常生活で実践できる情報を発信して参ります。

イ 環境保全活動団体との連携強化と支援の充実

区民等の日常における環境保全活動やネットワークづくりへの支援はエコライフめぐろ推進協会の重要な役割です。

区民等の環境保全活動団体づくりに対する支援、環境保全活動団体の更なる活性化に向け、令和2年度（2020年度）も引き続き、活動助成や協会事業の委託などによる支援を行って参ります。

環境保全活動団体が自主的に取り組む活動に対して協会の助成制度を適切に活用し支援を行なって参ります。また、環境保全活動団体相互の情報交換、ネットワークづくりができるよう活動報告会・交流会を企画・開催いたします。

ウ 環境問題の調査・研究

環境に関する様々な問題は、社会状況の変化や時間の経過により変化していくことがあります。協会には、それらの変化に的確に対応し、情報発信等を行なっていくことが求められます。そのため、新しい視点やアプローチで環境問題に取り組んでいる事例や行政機関・団体の動向などを調査・研究するとともに、これまで以上に、区民等の環境に配慮した生活の参考となるよう情報発信をして参ります。

(ア) 食品ロス

わが国の一年間に捨てられてしまう食料（食品ロス）は約643万トンとされています。昨年度「食品ロスの削減に関する法律」が施行されました。この法律では、国・地方公共団体等の責務、基本方針の策定、食品ロスの削減に関する施策の基本事項や食品ロスの削減の総合的な推進などが定められました。

今後も食品ロス削減に向けた行政、関係団体等の動向などの情報収集を行い、食品ロスの問題について啓発等に取り組んで参ります。

また、家庭で消費されずに眠っている食品を持ち寄り福祉施設等で活用していただく「フードドライブ」をイベントなどの機会を捉え、引き続き実施いたします。

(イ) 持続可能な開発目標 (SDGs)

2015年の国連総会において持続可能な開発目標 (SDGs) が採択されました。これは、安全な水、気候変動など環境に関する分野も含め、17の目標とそれに付随する169のターゲットから構成され、持続可能な開発に関する2030年の世界目標です。政府は昨年12月「アクションプラン2020」を策定し、2020年に実施する具体的な取り組みを明らかにしています。

協会は、国等の行政機関、関係団体の動きを注視するとともに、環境関連分野における区民に身近な事柄についての調査・研究および情報収集していくとともに普及・啓発に取り組んで参ります。

(2) 目黒区エコプラザ指定管理事業

ア エコプラザ講座、出前講座等の開催

子育て世代や子どもたちなど多様な年齢層を対象に出前講座を開催します。

日々変化していく環境問題について、子どもや保護者などが環境負荷低減に取り組む糸口を見出し、実践できる手法を学ぶ講座を実施します。

小学校などへは、身近な環境に関する問題を知り・学ぶ機会、きっかけとなる場となるよう出前講座を実施して参ります。

イ 環境推進員養成講座等の実施

環境推進員養成講座は、環境保全活動の輪を広げていくことを見据え、地域で自主的・自発的に活動できる人材を育成することを目的に、2016年度(平成28年度)から目黒区エコプラザ指定管理事業として協会が実施しています。修了生は相互の交流などを通して環境保全活動グループを立ち上げています。グループではそれぞれテーマを設定し、様々な環境保全活動を実践しています。協会では講座実施に当たり、環境保全活動実践の機会として、過年度修了生に講座の企画・運営を担っていただくこととしています。この他、環境推進員向けに環境活動等の情報を発信している「エコサポーター通信」の編集へ参画していただいています。

また、環境推進員養成講座修了生が「環境推進員」の認定に向けて「エコサポーター」として環境ボランティア活動へ参加をいただけるよう、令和2年度(2020年度)も引き続き協会事業を始めとする様々な活動の機会および情報の提供を行なって参ります。

ウ リサイクルショップの運営

リサイクルショップは、「物」を繰り返し使う暮らし(リユース)、不用品やごみを減らす暮らし(リデュース)を啓発し広めるため、区民などからご寄付い

ただいた家庭で不用になった衣類、雑貨等の物品を販売しています。これらのショップの販売収入は、協会事業に活用しています。

ショップ運営に当たっては、区民、エコプラザ来訪者等に対して、この事業目的の周知と啓発に努めます。また、展示やレイアウト、ポップ、案内の工夫、寄付品の受入れ方法など、常にショップ内外の改善を進め利用者が利用しやすく、明るいショップとなるよう取り組んで参ります。

(3) 受託事業「学校版めぐろグリーンアクションプログラム (MeGA)」

目黒区立の小中学校では、「学校版めぐろグリーンアクションプログラム (MeGA)」に基づき、環境保全の取り組みを行なっています。そして、教育委員会は優れた取り組みを行った学校を毎年表彰しています。協会は、目黒区教育委員会からの受託事業として、各学校の取り組みに対する評価を行っています。令和2年度(2020年度)も環境教育に知見を有する専門家による評価を的確・適切に行ないます。

また、協会自主事業としては、区立小中学校へ環境カウンセラーをアドバイザーとして派遣し、このプログラムの取り組みへの助言や改善提案などアドバイスを行ないます。これらを通して、各区立学校によるプログラムの取り組みが能動的に活性化するよう、次世代の持続可能な社会の担い手育成の観点から、一層の充実に努めて参ります。

(4) 経営基盤の充実

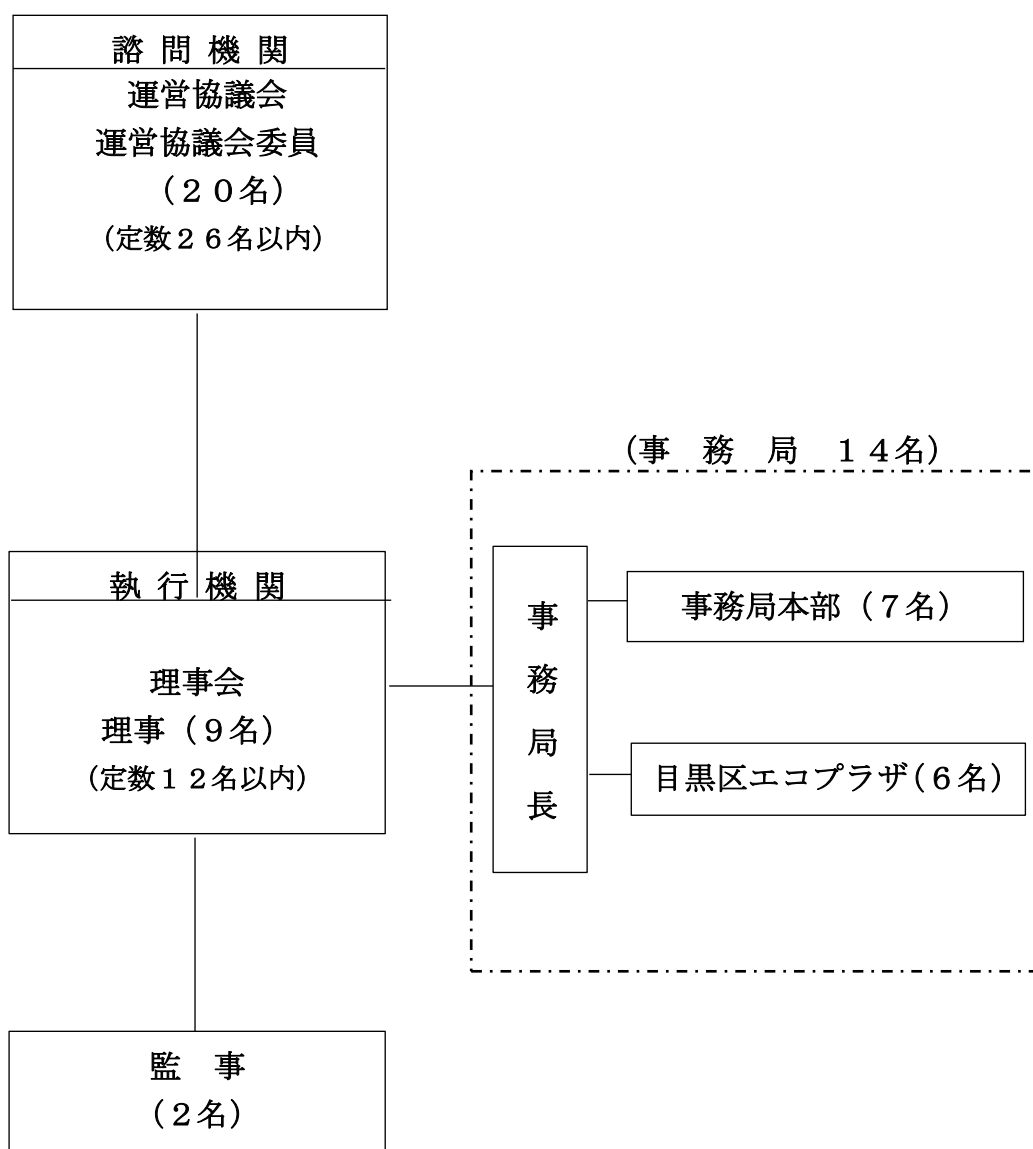
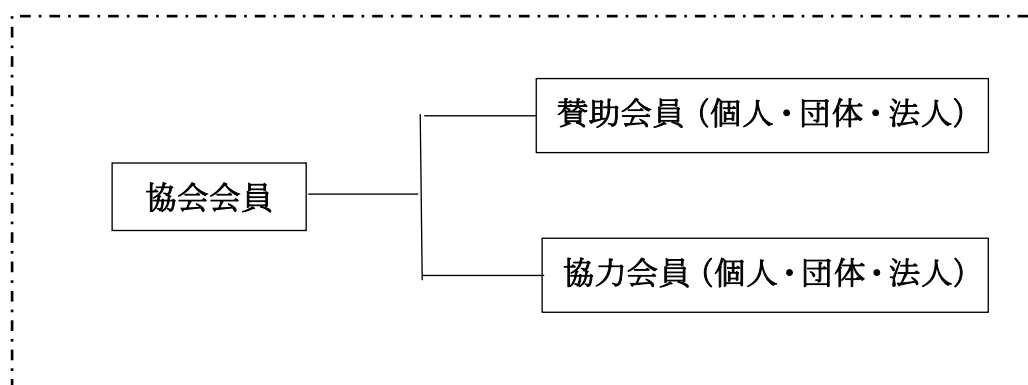
当協会の事業財源の確保については、厳しい状況があり収入増の努力とともに、事業のより効果的、効率的な実施が求められます。事業経費の見直しや実施方法、内容について精査するなど、改善に取り組めます。

協会会員の皆様は強力なサポーターです。安定した協会運営には会員の増強も必要です。会員を増やしていくためには、協会事業、取り組みについて、これまで以上に認知度を高めていく必要があります。特に、賛助会員の増強は、会費収入により協会財政基盤の強化につながります。そのため、協会ホームページやSNSなど多様な媒体を活用した広報を行うとともに、地域のイベントやまつり等にも積極的に参加し、協会の事業、取り組みへの理解、使命や役割に対する賛同を幅広く得られよう活動して参ります。

このような取り組みに加えて、協会の基盤をより強固なものにするためには、職員の知識、能力の向上が求められます。社会の動向や区民等の要望を的確に捉え事業に活かしていくためにも、職員の企画力・実行力のアップが不可欠であることから、計画的な研修などにより人材育成を図って参ります。

3 組織図と職員配置表

(1) 組織図（令和2年4月1日現在 予定）



(2) 職員配置表 (令和2年4月1日現在 予定)

(単位：人)

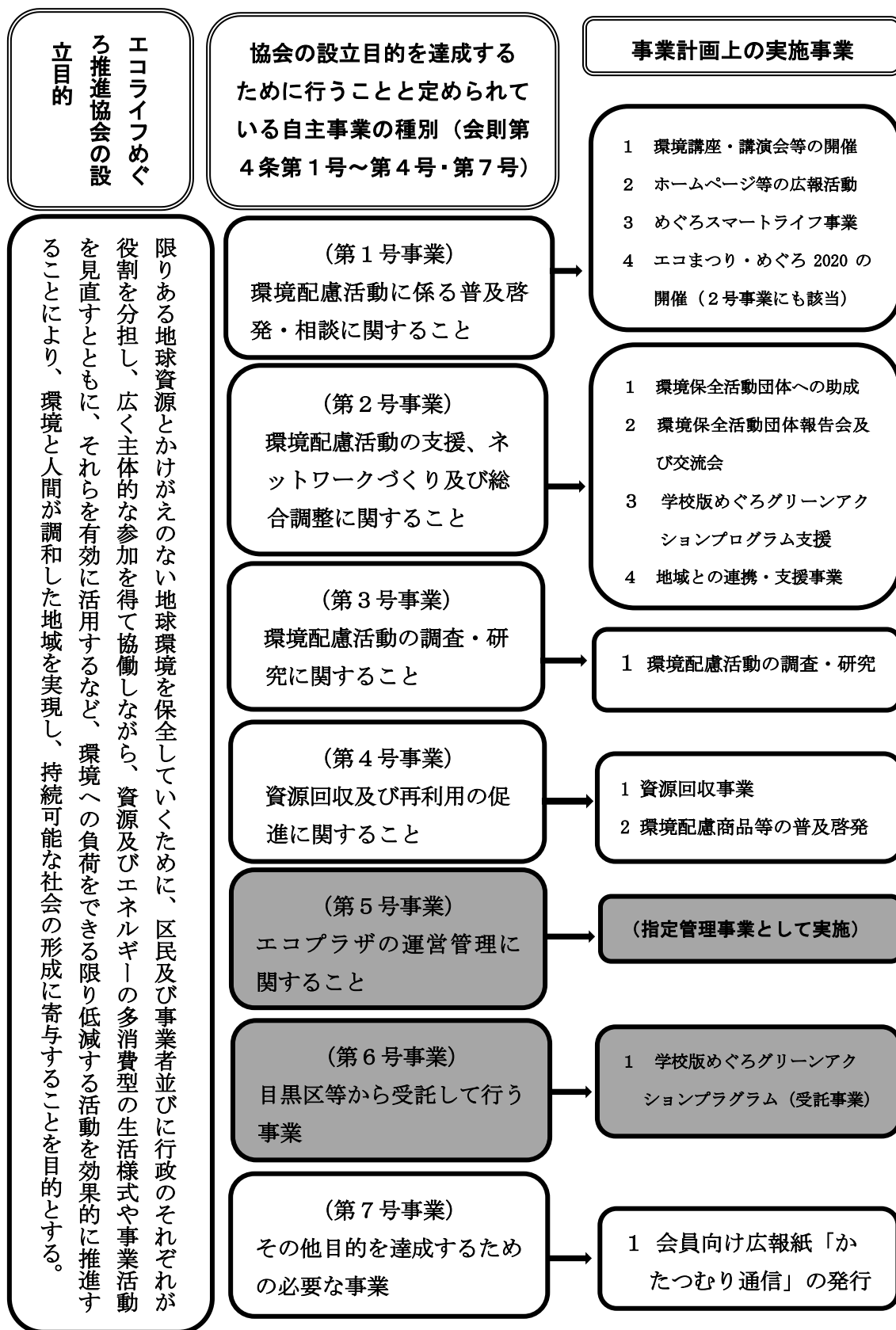
| | 常勤職員 | 契約職員 (月18日勤務) | 計 |
|----------|------|------------------|----|
| 事務局本部 | 3 | 5 | 8 |
| 目黒区エコプラザ | 1 | 5 | 6 |
| 計 | 4 | 10 | 14 |

※ 事務局長は事務局本部に含む。

自主事業計画

※ 網掛け部分は受託事業で自主事業ではない

令和2年度（2020年度）自主事業計画体系図



令和2年度（2020年度）自主事業計画

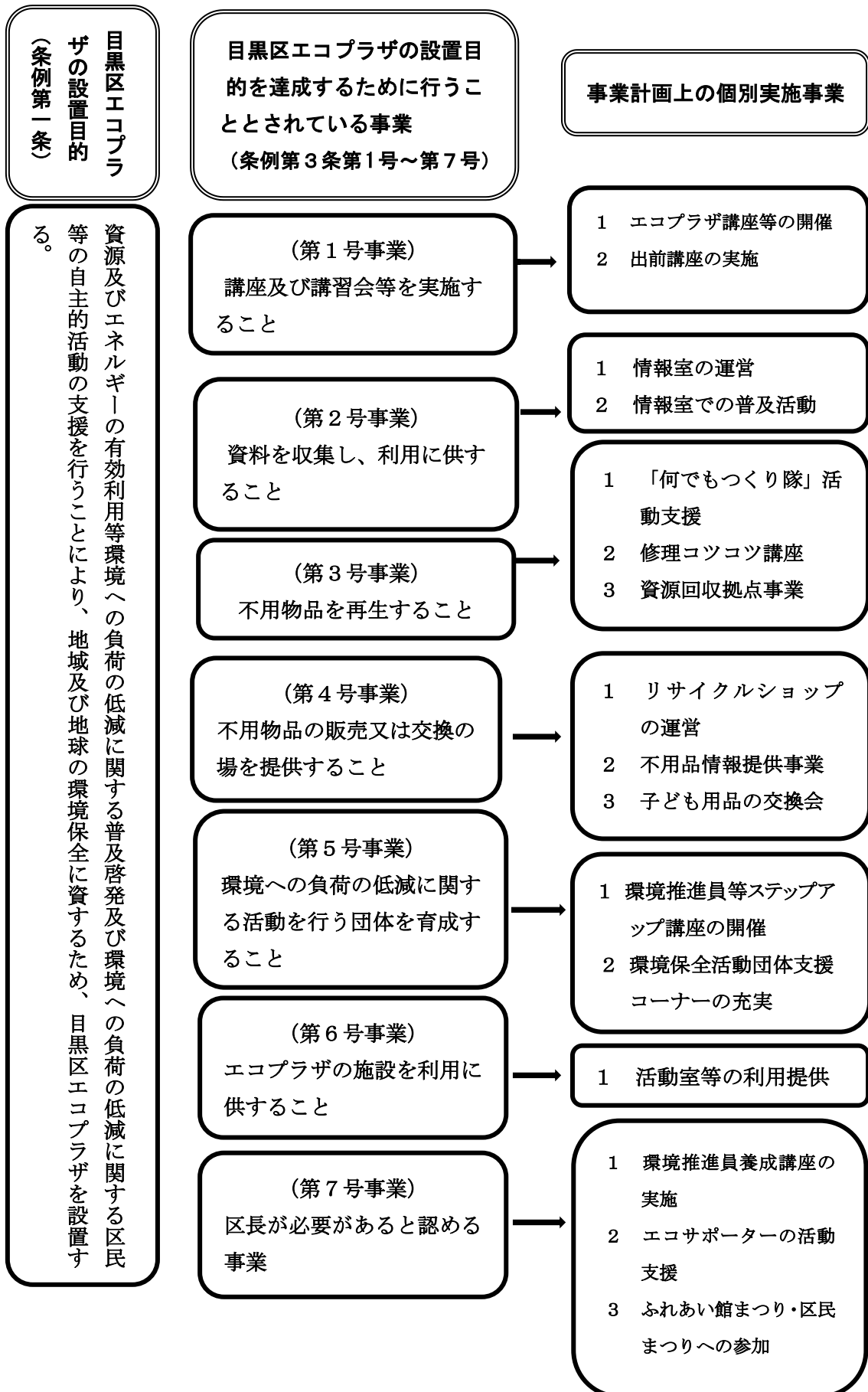
| 会則第4条 第1号～第 4号・ 第7号事業 | 事業名 | 事業内容 | 予算額(千円) |
|--------------------------------|-------------------------------|--|------------------------------|
| | | | 主な経費 |
| 第1号事業 | 環境講座・講演会等の開催 | 環境に関する問題や国等の動向などを踏まえ、広く区民が暮らしに係る環境問題への関心を高められる内容の講座や講演会を実施する。 | 135 諸謝金・印刷製本費等 |
| | ホームページ等の広報活動 | 協会ホームページにより、協会及び目黒区エコプラザからの情報を積極的に発信する。また、環境保全活動団体の活動紹介や協会会員との連携強化、環境保全活動の活性化を図る。 講座やイベントなどの参加受付などの利便性の向上を図り、環境情報の蓄積など効率的・効果的なホームページの活用を図る。 | 45 使用及び賃借料・委託費 |
| | めぐろスマートライフ事業 | 専用のホームページである「めぐろスマートライフ」とおして、広く区民・事業者等に対して「環境にやさしい行動を賢く選択する暮らし方」についての情報を発信し、環境保全活動に係る普及啓発を図る。 | 451 委託費・諸謝金・費用弁償・消耗品費等 |
| | エコまつり・めぐろ2020 (2号にも該当する事業) | 目黒区における環境活動団体、事業者及び積極的に環境に関心を持つ人々等が一堂に会し、環境問題についての自らの発表や展示等を行うイベントである。区民等が親しく交流し楽しく環境問題に触れ合える場を提供し、区民の環境意識の高揚を図ることを目的としてエコまつりを開催する。 | 1,475 委託費・保険料・印刷製本費・消耗品費等 |

| | | | 小 計 2, 1 0 6 |
|---------|------------------------|--|---------------------|
| 第 2 号事業 | 環境保全活動団体への助成 | 地域における環境保全活動の広がりを目指させることを目的として、区民が自主的に行う地域の環境保全活動に対して助成する。助成は、目黒区リサイクルショップの収益金等を活用する。併せて、環境保全活動団体の活動への助成を通して、団体が地域に根を広げ、自立した活動を発展させていけるよう支援する。 | 4 6 0 活動助成費・諸謝金等 |
| | 環境保全活動団体報告会及び交流会 | 環境保全活動団体が地域に根を広げ、活動を発展させていけるよう、助成団体による 1 年間の活動報告を行う。また、環境配慮に取り組む人や団体同士の連携の場を提供することにより、団体間の情報交換や交流を図る。 | 1 5 会議費 |
| | 学校版めぐろグリーンアクションプログラム支援 | 目黒区教育委員会が区立小中学校で実施する学校版めぐろグリーンアクションプログラムに関して、各校の取り組みに対する助言・指導等の支援を行なう。 | 9 6 諸謝金・費用弁償 |
| | 地域との連携・支援事業 | 地域・商店街等との連携を深めるために、それぞれが主催するイベントに参加し、協会事業の周知、環境保全活動についての啓発を行うとともに再生用品、環境配慮商品等の販売を行う。 | 1 0 0 委託費・消耗品費等 |
| | | | 小 計 6 7 1 |
| 第 3 号事業 | 環境配慮活動の調査・研究 | 社会情勢の変化、時間の経過とともに、対策や視点、課題が変化する環境問題に対応するため、新たな環境問題や視点、アプローチで環境問題に取り組んでいる事例等を調査・研究し、区民等が環境により配慮 | 8 0 負担金・消耗品費等 |

| | | | |
|-------|---------------------|---|----------------|
| | | した生活のための参考となるよう情報を発信する。 | |
| | | | 小 計 80 |
| 第4号事業 | 環境配慮商品等の普及啓発 | 再生用品、環境配慮商品等の普及啓発を行う。再生紙のトイレットペーパー、ティッシュペーパー及び水環境に配慮した重曹・クエン酸などの販売をリサイクルショップ、地域イベントなどで行う。 | 268 |
| | | | 商品仕入れ費 |
| | | | 小 計 268 |
| 第7号事業 | 会員向け広報紙「かたつむり通信」の発行 | 協会会員向けに、協会事業の紹介・報告、協会事業へのボランティアの募集、会員のコラム寄稿などを広報する。(年4回程度発行する。)また、協会賛助会員に向け講習会などを実施する。 | 75 |
| | | | 印刷製本費・諸謝金・消耗品費 |
| | | | 小 計 75 |
| 合 計 | | | 3,200 |

目黒区エコプラザ
指定管理事業計画

令和2年度（2020年度）目黒区エコプラザ指定管理事業計画体系図



令和2年度（2020年度）目黒区エコプラザ指定管理事業計画

| エコプラザ 条例第3条 | 事業名 | 事業内容 | 予算額(千円) | |
|----------------|---------------|---|---------|-------------------|
| | | | 主な経費 | |
| 第1号事業 | エコプラザ講座等の開催 | 日々変化していく環境問題を理解するきっかけとなるよう、子ども達向けテーマの講座（DIY子ども工作教室など）を開催する。子ども達と保護者が環境負荷低減の糸口を見出し、実践できる具体的手法を学ぶ機会を提供する。 | 441 | 委託費・消耗品費等 |
| | 出前講座の実施 | 日常生活で実践できるエコライフをテーマに、区施設に出向き出前講座を行う。身近な問題から環境問題を知るきっかけの場を提供する。学校や児童館に加え、令和元年度からは長期休暇期間を活用し、学童保育クラブへも出向いている。 | 335 | 印刷製本費・消耗品費等 |
| | | | 小計 | 776 |
| 第2号事業 | 情報室の運営 | エコライフや環境に関して知る、見る、感じる、体験する場を提供する。情報室の利用を促進するため、年齢層や季節に応じた内容でタイムリーに提供できるよう工夫し、様々な年齢層に親しまれる情報室をめざす。 | 449 | 印刷製本費・消耗品費等 |
| | 情報室での普及活動 | 目黒区エコプラザを訪れた区民が気軽に学習し、訪問成果を持ち帰れるよう、来場者層に合わせたミニ学習会や展示を行う。 | 67 | 消耗品費・諸謝金等 |
| | | | 小計 | 516 |
| 第3号事業 | 「何でもつくり隊」活動支援 | ごみの減量、リサイクルについて、物づくりを通して理解し、日常行動として定着させていく。古着・古布・残り毛糸等を使った、団体の物づくりの活動を目黒区エコプラザに定例化させ、区民が自由に参加できるよう広げていく。また、成果物を福祉施設などへ寄付し活用してもらう。 | 42 | 消耗品費・修繕費・会議費 |
| | 修理コツコツ講座 | リペア（修理）技術の普及啓発を行う。もの（製品）を修理して長く使うことにより、リデュース（廃棄物の発生を抑制し、資源の使用料を減らす。）を促進する。区民の要望に応え、令和元年度から壁紙の補修講座を加えた。 | 124 | 諸謝金・消耗品費等 |
| | 資源回収拠点事業 | 目黒区エコプラザを資源回収拠点として、目黒区の資源回収に協力する。 | 11 | 負担金 |
| | | | 小計 | 177 |
| 第4号事業 | リサイクルショップの運営 | 「ものを繰り返し使う暮らし」を広め（リユース）、「ごみを減らす暮らし」を広める（リデュース）ために、家庭で不用になったものを「もう一度生かす」ことができるための橋渡しをすることを目的としてリサイクルショップを運営する。 | 4,082 | 費用弁償・諸謝金・会議費・消耗品費 |

| | | | |
|-------|--------------------|---|-------------------------------|
| | 不用品情報提供 | ごみ減量、リユースを目的として、家庭で不用になった品物を活かすために、「譲りたい方」と「欲しい方」を仲介する仕組みをシステム化し、目黒区エコプラザで情報提供する。 | 1,094 委託費 |
| | 子ども用品の交換会 | 子育て世代の親が子どもと楽しんで目黒区エコプラザへ足を運ぶきっかけをつくる。また、使えなくなった物を捨てるのではなく、再利用するための工夫をすることで、ごみを減らすことができることを学べる場とし、同世代の子どもをもつ親たちの情報交換の場としても活用するため実施する。参加者の評価も高いことから、令和2年度は年1回を年2回に増やして開催し要望に応じていく。 | 10 消耗品費・会議費 |
| | | | 小計 5,186 |
| 第5号事業 | 環境推進員等ステップアップ講座の開催 | 環境推進員やエコサポーターを対象として、団体活動を行う際の活動のあり方や環境問題に関する講座を協会と活動団体が連携して開催することにより、情報や知識の共有と環境活動団体の円滑な運営に寄与する。講座終了後にエコサポーター同士の交流を図るために懇談会を行う。 | 34 諸謝金・会議費・消耗品費 |
| | 環境保全活動団体支援コーナーの充実 | 区民やエコサポーター等が環境保全活動に取り組む団体立ち上げのための支援として、シルバーアトリエの跡スペースの一部を活用して活動打合せの場を提供する。今後、団体を立ち上げる人への参考となるよう、既活動団体等の活動のパネル等を展示して情報提供を行う。 | 5 会議費 |
| | | | 小計 39 |
| 第6号事業 | 活動室等の利用提供 | 広く一般の団体や目黒区エコプラザ登録団体の活動の場として公平性を確保しつつ、提供するとともに指定管理事業などの講座・講習会の会場としても活用する。 | 5 消耗品費 |
| | | | 小計 5 |
| 第7号事業 | 環境推進員養成講座の実施 | 地域において自主的かつ自発的に環境への負荷の低減に関する活動を行うことが出来る人材を育成する。 | 428 費用弁償・諸謝金・使用料及び賃借料・消耗品費 |
| | エコサポーターの活動支援 | エコサポーターがボランティア活動や団体活動を行う際の相談や場の提供、広報のための印刷機使用等の支援を行う。 | 30 消耗品費・通信運搬費 |
| | 区民まつり・ふれあい館まつりへの参加 | 「区民まつり」やふれあい館を利用している方とご家族が多く集まる「ふれあい館まつり」に目黒区エコプラザを臨時開館する。他団体、行政等と共催して実施することにより目黒区エコプラザをより多くの区民に周知する。 | 10 会議費・消耗品費 |
| | | | 小計 468 |
| | | | 合計 7,167 |

学校版めぐろグリーンアクション
プログラム支援受託事業計画

令和2年度（2020年度）
学校版めぐろグリーンアクションプログラム支援受託事業計画

| 事業名 | 事業内容 | 予算額(千円) |
|------------------------|--|-----------|
| | | 主な経費 |
| 学校版めぐろグリーンアクションプログラム支援 | <p>目黒区教育委員会では、区立小・中学校における環境学習の推進、環境負荷の低減及び地域に根ざした活動の推進を継続して行うことを目的として、学校版めぐろグリーンアクションプログラムを実施している。このプログラムにおいては、各校の取組み状況を審査し、積極的な環境活動を実践している学校を表彰している。</p> <p>協会は、各学校の取組みに対する評価（審査）及び表彰に係る推薦書等の作成について目黒区教育委員会から受託し実施する。</p> | 291 |
| | | 諸謝金・費用弁償等 |
| 合 計 | | 291 |

令和 2 年度
(2020年度)

収 支 予 算

令和 2年度(2020年度) 収支予算書

2020年4月2日作成(単位:円)

| 勘定科目 | 当年予算 | 前年予算 | 増減 |
|----------------|------------|------------|-----------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ① 受取会費 | 470,000 | 470,000 | 0 |
| 法人賛助会員受取会費 | 320,000 | 320,000 | 0 |
| 団体賛助会員受取会費 | 70,000 | 70,000 | 0 |
| 個人賛助会員受取会費 | 80,000 | 80,000 | 0 |
| ② 事業収益 | 10,799,500 | 9,841,750 | 957,750 |
| 物品販売収入 | 10,588,000 | 9,704,500 | 883,500 |
| 参加費収入等 | 211,500 | 137,250 | 74,250 |
| ③ 委託料収益 | 27,410,400 | 27,160,560 | 249,840 |
| 区指定管理事業受託料収入 | 27,120,000 | 26,995,560 | 124,440 |
| 学校版MeGA受託料収入 | 290,400 | 165,000 | 125,400 |
| ④ 受取補助金 | 39,280,000 | 38,640,000 | 640,000 |
| 受取区補助金 | 39,280,000 | 38,640,000 | 640,000 |
| ⑤ 受取寄付金 | 0 | 0 | 0 |
| 受取寄付金 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ 雑収益 | 8,000 | 6,500 | 1,500 |
| 受取利息 | 1,700 | 1,500 | 200 |
| 雑収益 | 6,300 | 5,000 | 1,300 |
| 経常収益計 | 77,967,900 | 76,118,810 | 1,849,090 |
| (2) 経常費用 | | | |
| ① 事業費 | 66,299,900 | 64,292,086 | 2,007,814 |
| 事業人件費 | 52,388,000 | 51,858,078 | 529,922 |
| 給料手当(賞与・通勤費含む) | 44,698,000 | 44,296,112 | 401,888 |
| 臨時雇賃金 | 240,000 | 240,000 | 0 |
| 法定福利費 | 7,001,000 | 6,791,282 | 209,718 |
| 福利厚生費 | 449,000 | 530,684 | △ 81,684 |
| 旅費交通費 | 74,800 | 82,000 | △ 7,200 |
| 通信運搬費 | 183,000 | 184,000 | △ 1,000 |
| 消耗什器備品費 | 0 | 0 | 0 |
| 消耗品費 | 815,500 | 706,000 | 109,500 |
| 修繕費 | 60,000 | 60,000 | 0 |
| 印刷製本費 | 825,000 | 840,000 | △ 15,000 |
| 使用料・賃借料 | 1,666,300 | 634,960 | 1,031,340 |
| 手数料 | 130,000 | 120,000 | 10,000 |
| 委託費 | 2,838,000 | 2,890,048 | △ 52,048 |
| 燃料費 | 15,200 | 20,000 | △ 4,800 |
| 諸謝金 | 677,000 | 597,000 | 80,000 |
| 保険料 | 240,000 | 187,000 | 53,000 |
| 負担金 | 81,000 | 71,000 | 10,000 |
| 租税公課 | 1,200,000 | 1,150,000 | 50,000 |
| 会議費 | 126,600 | 91,000 | 35,600 |
| 費用弁償 | 4,262,000 | 4,126,000 | 136,000 |
| 活動助成金 | 440,000 | 440,000 | 0 |
| 商品仕入れ | 267,500 | 220,000 | 47,500 |

令和 2年度(2020年度) 収支予算書

2020年4月2日作成(単位:円)

| 勘定科目 | 当年予算 | 前年予算 | 増減 |
|----------------|------------|------------|-----------|
| 寄付金 | 10,000 | 15,000 | △ 5,000 |
| 事業原価 | | | 0 |
| 期首棚卸高 | | | 0 |
| 商品仕入れ | | | 0 |
| 期末棚卸高 | | | 0 |
| ② 管理費 | 11,668,000 | 11,826,724 | △ 158,724 |
| 管理人件費 | 7,910,000 | 7,819,922 | 90,078 |
| 給料手当(賞与・通勤費含む) | 6,772,400 | 6,704,800 | 67,600 |
| 法定福利費 | 1,048,000 | 1,013,248 | 34,752 |
| 福利厚生費 | 89,600 | 101,874 | △ 12,274 |
| 旅費交通費 | 12,000 | 12,000 | 0 |
| 通信運搬費 | 429,000 | 547,000 | △ 118,000 |
| 消耗品費 | 250,000 | 300,000 | △ 50,000 |
| 修繕費 | 30,000 | 0 | 30,000 |
| 印刷製本費 | 0 | 30,000 | △ 30,000 |
| 使用料及び賃借料 | 485,000 | 561,000 | △ 76,000 |
| 費用弁償 | 261,000 | 261,000 | 0 |
| 諸謝金 | 240,000 | 240,000 | 0 |
| 負担金 | 100,000 | 85,000 | 15,000 |
| 手数料 | 107,000 | 120,000 | △ 13,000 |
| 光熱水費 | 520,000 | 500,000 | 20,000 |
| 委託費 | 1,252,000 | 1,279,802 | △ 27,802 |
| 租税公課 | 72,000 | 71,000 | 1,000 |
| 經常費用計 | 77,967,900 | 76,118,810 | 1,849,090 |
| 当期經常増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 2 經常外増減の部 | | | 0 |
| (1) 經常外収益 | | | 0 |
| 經常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 經常外費用 | | | 0 |
| 經常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期經常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 一般正味財産期首残高 | 27,970,336 | 25,578,009 | 2,392,327 |
| 一般正味財産期末残高 | 27,970,336 | 25,578,009 | 2,392,327 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | 0 |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 27,970,336 | 25,578,009 | 2,392,327 |